⑶　契約書作成の要否　要
⑷　前金払の有無　請負代金額が300万円以上の場合は「有」。300万円未満の場合は「無」。
なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第35条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : UMEKI Hideo General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Basic and Detailed design of Yukawa bridge in Akita Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 12 May, 2025
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 15 July, 2025
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7641
E-mail : ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和７年４月17日
契約責任者　東日本高速道路株式会社
東北支社長　梅木　秀郎

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　秋田自動車道　鷲之巣川橋他１橋基本詳細設計
⑶　業務箇所　特記仕様書（案）、金抜設計書に記載のとおり
⑷　業務内容　特記仕様書（案）、金抜設計書に記載のとおり
⑸　履行期間　特記仕様書（案）、金抜設計書に記載のとおり
⑹　その他　調達方式に係る事項は、入札公告（説明書）に記載のとおり
2　競争参加資格
⑴　参加表明書の提出期間の最終日（以下「審査基準日」という。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　参加者募集の事項は、入札公告（説明書）の「競争参加資格要件等一覧表」及び共通入札公告に記載のとおり
⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）
⑷　審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社から「地域２（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
入札公告（説明書）の「技術評価項目及び評価基準」に記載のとおり
4　技術提案書を特定するための評価基準　入札公告（説明書）の「技術評価項目及び評価基準」に記載のとおり
5　手続等
⑴　担当部署　〒983―8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡１－１－１　ＪＲ仙台イーストゲートビル12階　東日本高速道路株式会社　東北支社　技術部　調達契約課　電話022―395―7641　電子メールアドレス
ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
⑵　関係書類の取得期間及び方法
①　取得期間　入札公示日から令和７年５月12日まで。
②　取得方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載
⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　入札公示日から令和７年５月12日16時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　入札公告（説明書）に記載のとおり
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　技術提案書の提出要請日から令和７年７月15日16時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　記５⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　不要
②　契約保証　必要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　前金払の有無　請負代金額が300万円以上の場合は「有」。300万円未満の場合は「無」。
なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第35条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : UMEKI Hideo General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Basic and Detailed design of Washinosugawa bridge and other 1 bridge in Akita Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 12 May, 2025
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 15 July, 2025
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7641
E-mail : ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和７年４月17日
国土交通省航空局
無人航空機安全課　江口　　真
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○国空無機第420号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15
⑵　調達等件名及び数量
無人航空機検知システムの製造（製造・設置・調整）　１式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和７年５月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111　内線48655
3　仕様書案の送付
⑴　交付期間　令和７年４月17日から令和７年５月７日まで
⑵　交付場所　上記２⑵と同じ
4　Summary
⑴　Classification of the product to be procured : 15
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Installation of a leased drone detection system to function
⑶　Time-limit for the Submission of Comments : 5 : 00 P.M. May 8, 2025